

女性活躍推進法

株式会社 NAC 行動計画

社員がその能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年6月1日～令和6年3月30日までの4年間

2. 目標①

社員の有給休暇取得率80%以上を目標とする

(取組内容・実施期間)

●令和2年6月～

- ・職場と家庭の両立に向けて社員が貢献できるよう、「休みを取りやすい」環境づくりに会社全体で取り組む。
- ・繁忙期など業務が集中する期間でも安心して休暇が取れるよう、業務の共有化を促進する。
- ・定期的に休暇取得状況を確認し、上司より休暇取得の促進につながるよう声掛けを行い、休暇取得推進を進める。

3. 目標②

女性の短時間労働者を正社員へ積極的に登用する

(取組内容・実施期間)

●令和2年6月～

- ・対象労働者との個別面談の実施を行い、本人の希望など聴取を行う。
- ・子育てとのバランスを見ながら正社員への登用に向けて、必要な知識、スキル習得の研修などを行う。

4. 目標③

女性が安心して働けるよう会社の安全確保施設整備に取り組む

(取組内容・実施期間)

●令和2年6月～

- ・事務所出入口付近に安全確保対策として防犯カメラの設置を行う。